

犀川橋爪法船寺門前町二間の間より出火し云々とありて、火事後法船寺は犀川の下にて、河原を寺地に被下、追付き佛殿を造營す。とあり。今存する堂宇即ち其の時建立の建物なりといへり。又犀川橋爪なる舊寺地は、今いふ五枚町より古寺町へ入込む角の邊なりといひ傳へたり。

○光明佛由来

此の佛像は、法船寺安置の尊像にて、光明佛と稱し、甚だ古佛なり。縁起に云ふ。奥州秀衡入道の持佛堂に安置せし古佛にて、彼持佛堂をば光堂と稱しけり。依つて佛像をば光明佛と呼べり。此佛像は利家卿得給ひ信仰し給ひしを、當寺の開山念譽上人へ附託し給へり。と見ゆ、金澤家柄町人片岡孫兵衛由緒書には、文祿年中法船寺念譽上人幼少之頃、二代休庵へ母子共被預置、利長卿代法船寺へ被遣候刻、休庵親分に被仰付入院有之。其節母儀正樹院殿へ薬師如来を御預、念譽上人へは光明佛御預被爲遊と載せたり。按ずるに、奥州秀衡の持佛堂なりし光堂といへるは、仙臺藩の舊領平泉の中尊寺にありとぞ。元文三年の秋、徳川吉宗將軍より穿鑿に付書上げたる書面之寫如左。

奥州仙臺領中尊寺光堂之事、并秀衡死骸暨泉三郎棺等之儀、委細可申上旨。左之通申上候。

一、光堂、奥州仙臺領平泉与申所に而、秀衡舊跡に御座候。清衡・基衡・秀衡三代之死骸入棺之儘、納堂を建て、惣様金薄にて濃申候。往古より光堂と申來候。右堂之内に棺を納置申候。本尊あみだ。諸佛共に十一体之内、あみだ一休百年程以前に盜とられ候由に御座候。其所之寺號は中尊寺と申候へども、中尊寺は一山之名に而、金色院与申候。

一、秀衡棺をあばき一覽之事、三代之死骸一山之老僧共之内見申候處に、損じ等無之候由申傳候。元祿年中光堂修覆之節、三人之棺役屋へ移申候。其時分も別當金色院一覽仕候處に、釘朽候故か四方へ放開申候。板之厚さ一寸程に而、内外共に漆に而ぬり、金薄に而濃申候。棺一重に御座候。死骸不損、皮肉骨は乾附、色薄黒く、髪は白く、一寸程はえ候様に相見え申候。長け中人程にも見え申候。年なみは見分け不申候。清衡・基衡棺は破れ不申候故、棺之内見え不申候。右二つ之棺は、木地を金薄に而濃申由に御座候。

一、泉三郎棺は無御座候。秀衡棺之側に泉三郎が首桶有之候。絹一端程に而首を巻包置候故、しやれかふべにも御座候哉、包候内を住僧も見届不申由に御座候。

重而御尋に付申上候寫

奥州平泉光堂、并清衡・基衡・秀衡死骸棺之儀、先頃御尋に付、品々申上候處、右棺に書付等も有之哉、棺寸法并納置様之品々御尋に付、左に申上候。

一、清衡棺、長さ五尺五寸程、横二尺一寸程、高さ一尺五寸程、木地へ金薄に而濃申候。  
一、基衡棺、長さ五尺八寸程、横二尺二寸程、高さ一尺五寸程、右同斷。

一、秀衡棺、長さ五尺五寸程、横二尺二寸程、高さ一尺五寸程、黒塗に御座候。

一、右三つ之棺共に、書付等は無御座候處に、中尊寺一山之縁起之内に、光堂は天仁二己丑年清衡建立。以後大治元丙午七月十七日清衡卒去、則遺骸光堂之内中檀之下に納之。保元二丁丑年三月廿九日基衡卒去、遺骸左檀之下に納之。文治三丁未年十二月廿八日秀衡卒去、遺骸光堂右檀

下に納之。今有之候。

一、右三つ之棺共に土中へ者埋不申、光堂之内縁之上に佛壇を構へ、本尊を安置し、壇と縁との間に納置申候。

右三代之死骸損じ不申御座候由、往古より申傳候へども、其實儀無御座候而罷在申候處に、此度撥見候得者、右之通に御座候。

右は元文三年仙臺藩よりの上申書の寫なりとぞ。按ずるに、右上申書にて見れば、光堂の本尊阿彌陀佛以下十一体有之内、阿彌陀一休百年程以前に盜とられたる由とある一体の阿彌陀佛、若しくは今法船寺に安置せる佛像ならんか。元文より百年前は寛永年中也。但し、法船寺の光明佛は、利家卿得給ひ、文祿年中法船寺の開祖念譽未だ幼少に付き、片岡休庵へ預け置かれ、利長卿の時法船寺の住職と成り、光明佛を預けられたりとの事なれば、利家卿天正十八年關東北條征伐の時、秀吉公の命に依りて、出羽・奥州路へ出馬し給うて、國の仕置を定められし頃得給ひたる佛像ならんか。彼の兩國へ出馬の事は、村井長明の陳善録に、利家卿奥州の仕置に御越候へと御下知にて御下り被成